

別紙

府分推第45号
令和4年5月20日

総務事務次官 殿

総務省ほか関係省庁へ通知

内閣府事務次官
(公印省略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律」の成立を踏まえた対応について（依頼）

平素より地方分権改革の推進に御協力いただき御礼申し上げます。

さて、本日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号。以下「第12次地方分権
一括法」という。）が公布されました。本法律は、提案募集方式に基づく提案等
を踏まえたものであり、提案の検討から法案の立案、国会審議に至るまで、格別
の御協力をいただき、感謝申し上げます。

つきましては、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年1
2月21日閣議決定。以下「対応方針」という。）、第12次地方分権一括法の国
会における審議等を踏まえ、下記の御対応をよろしく願います。

また、各省におかれましては、この旨を、今般の改正に係る地方支分部局
にも御周知いただきますようお願いいたします。

記

- 第12次地方分権一括法の施行期日については、一部を除き公布の日から
起算して3月を経過した日（令和4年8月20日）とされていることから（別
添参照）、速やかに所要の政省令の整備、地方公共団体及び制度改正に係る
団体への情報提供を行っていただきたいこと。

特に、政省令の整備については、これまでの一括法施行の際、対応の遅れに
より地方公共団体の条例制定等に支障が生じた例も見られたことから、地方公
共団体が十分な準備期間を確保できるよう、特段の事情がない限り第12次地
方分権一括法の公布後速やかに行っていただきたいこと。

2 事務・権限の移譲等に伴う財源措置については、対応方針を踏まえ、地方公共団体において、移譲等された事務・権限を円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じていただきたいこと。

なお、具体の財源措置に当たっては、今後、概算要求や地方財政措置に係る要望等について、適切に対応いただきたいこと。

3 今般の改正に関して、地方公共団体に対し、マニュアルの整備や技術的助言、研修の実施や職員の派遣などの必要な支援を行うことにより、事務の内容や取扱い、留意点等について確実な周知・助言を行うほか、地方公共団体からの照会や相談に適切に対応していただきたいこと。

4 都道府県においては、庁内及び権限が移譲される指定都市との間での推進体制の構築をはじめとする環境整備や、円滑な引継ぎ、研修、職員の派遣等の役割を果たすことが期待されており、各省においては、都道府県に対して、これらの必要な支援に努めるよう要請していただきたいこと。

【問合せ先】

内閣府地方分権改革推進室 北中、梅原

Tel: 03-3581-2455 Email: teianbosyu.c3b@cao.go.jp